一一六一、一一六二の一、一一六二の二、字見打谷日向平一二二六の一から一二二六の三まで、字日向平一二二七、字見打谷影平一二三〇、一二三一の一、一二三一の二、字岡影平一二三二の一、用瀬町赤波字小谷一四九六の一から一四九六の六まで、一四九六の一、一四九六の一二、二二一二から二二二四まで、字中尾一四九七の二、一四九七の三、一四九七の五、字古川大サコ一四九八の一、字大渡一四九九、字午房畑一五〇〇の一、一五〇〇の二、字釈ノ段一五〇一の一、字高岩一五〇二の一、一五〇二の二、二二六七、字小石川一八九九から一九〇三まで、一九〇五から一九一〇まで、一九一〇の一、一九一一、一九一二、一九一二の一、一九一三から一九一七まで、字大石川一九二四、一九二四の一、一九二四の二、一九二五、一九二六、一九二六の一、一九二七から一九二九まで、一九二九の一、一九二九の二、一九三〇から一九三四まで、字女鹿ノ平一九四四から一九四六まで、一九四六の一、一九四七から一九四九まで、字石休ノ向平一九五〇から一九五五まで、字小橋折一九五六から一九五八まで、一九五九の一、一九六一、字大橋折一九六二の一、一九六二の二、一九六三、一九六四、字上エノ段一九六五の一、一九六五の二、字アワノ谷一九六六の一、一九六六の二、一九六六の五、一九六六の七、一九六六の八、字東平一九六七の一、一九六七の二、字大熊一九六八の一、一九六八の二、字長州一九六九の一、一九六九の二、字小石ヶ谷一九七〇の一、一九七〇の二、一九七〇の四、一九七〇の五、字小石ヶ谷上垰一九七一の一から一九七一の三まで、字サイノ瀧一九七二の一から一九七二の三まで、字サイノタハ一九七三の一から一九七三の三まで、一九七三の七から一九七三の一まで、字滝谷一九七四の一、一九七四の二、一九七四の四、一九七五の一から一九七五の一まで、一九七六、字滝谷上平一九七七の一から一九七七の八まで、字下河原東平一九七八、一九七九、一九七九の一から一九七九の五まで、字上河原東平一九八〇、一九八〇の二、一九八一、一九八二の一、一九八二の二、一九八二の四から一九八二の六まで、字アリミツ谷一九八三の一から一九八三の四まで、一九八三の六、一九八四から一九八七まで、一九八八の一、一九八八の二、一九八九から一九九一まで、字ユウスリ東平一九九二、一九九三、一九九四の一、一九九四の二、一九九五、一九九六の一、一九九七から二〇一六まで、二〇一八の一、二〇一九から二〇二一まで、字小松谷東平二〇二二から二〇二六まで、字谷口東平二〇二七から二〇三五まで、二〇三七、字屋敷ノ元二〇三九から二〇四一まで、二〇四二の一、二〇四二の二、二〇四三、二〇四四、二〇四五の一、二〇四五の二、二〇四六の一、二〇四六の二、二〇四七の一、二〇四七の二、二〇四八から二〇六二まで、二〇六三の一、二〇六三の二、二〇六四から二〇七三まで、字家ノ上平二〇七四の一、二〇七四の二、二〇七五から二〇八三まで、字小松元上平二〇八四、二〇八六から二〇八八まで、字ノヲ美二〇八九から二一〇六まで、二一〇九、二一一〇、字丸山谷二一一一、二一一三、二一一四、字和類谷二一一五から二一二五まで、二一二六の一、二一二六の二、二一二七から二一三三まで、二一三五の一から二一三五の七まで、二一三六、二一三七の一から二一三七の六まで、字奥河原二一三八の一から二一三八の六まで、字奥山二一三九の一から二一三九の七まで、字上ミ奥山二一四〇の一、二一四〇の二、字奥山上ミ平二一四一の一から二一四一の五まで、字奥河原谷二一四三の一から二一四三の四まで、二一四四の一から二一四四の五まで、二一四五、字丸山二一四六の一から二一四六の二一まで、字能海二一四七から二一五三まで、二一五四の一、字小松谷奥二一五五から二一五七まで、二一五九、二一六〇、二一六一の一、二一六一の二、二一六二から二一六七まで、字家ノ上ミ二一六九、二一七一から二一七四まで、字詰リ谷二一七五、二一七七から二一八一まで、二一八四から二一八六まで、二一八八から二一九〇まで、字小屋谷下モ二一九一の一から二一九三の一〇まで、字船ヶ谷二一九三の一から二一九四の一、二一九四の二、二一九五の一、二一九五の三、二一九五の四、二一九六から二一九八まで、字宮ノ岡二一九九の一から二一九九の一〇まで、二二〇一、二二〇二の一から二二〇二の八まで、字ツマリ平上ミ二二〇三の一から二二〇三の八まで、字ツマリ二二〇四の一、二二〇四の二、二二〇五の一から二二〇五の一一まで、二二〇六の一、二二〇六の二、二二〇七の一、二二〇七の二、二二〇八の一から二二〇八の七まで、字谷口西平二二〇九から二二一一まで、字小松谷西平二二一二から二二三六まで、二二三七の一から二二三七の一三まで、二二三八から二二四〇まで、字ユウスリ西平二二四一の一、二二四二、二二四三、二二四四の一、二二四四の二、二二四五の一から二二四五の五まで、二二四六の一、二二四七の一から二二四七の五まで、字アリミツ二二四八、二二四九の一、二二四九の三、二二四九の七から二二四九の二四まで、二二五〇の一、二二五〇の六から二二五〇の一一まで、二二五一の一から二二五一の一二まで、字上河原西平二二五二の一から二二五二の三まで、二二五三の一から二二五三の三まで、二二五四の一、二二五四の二、二二五五の一から二二五五の九まで、字下河原西平二二五六の一から二二五六の四まで、二二五六の七、二二五七、二二五八の一、字大ホラ谷二二五九、二二六〇の二、二二六一の一、二二六一の二、二二六二の三、二二六三の一、二二六四の一、二二六五の一、字石ノ棚二二六六の一、二二六六の二、字柿ノ木平二二六八、字東カラ登二二六九、字石サシ二二七〇、二二七一、二二七一の一、二二七二、字登尾東平二二七三、二二七三の一、二二七五、字ハケ谷二二七七、二二七八、二二七八の一、二二七九から二二八四まで、字林ノ谷二二八五、二二八六の一から二二八六の四まで、二二八六の六、二二八七から二二八九まで、二二九〇の一、二二九〇の二、二二九一から二二九三まで、二二九五から二三〇一まで、字堂ヶ谷ヒラ二三〇二から二三〇四まで、二三〇五の一から二三〇五の五まで、二三〇六、二三〇七、二三〇七の一、二三一〇、二三一〇の一、二三一二から二三一四まで、二三一四の一、字荒神谷二三一五、二三一七から二三一九まで、二三二〇から二三二五まで、二三二六の一から二三二六の八まで、二三二七の一、字カイチ二三三六の一、二三三六の二、二三三六の四から二三三六の七まで、二三三七から二三三九まで、字生姜谷二三四〇、二三四〇の一、二三四一、二三四六から二三四九まで、字風ヶ原谷二三五一の二から二三五一の一七まで、二三五二、二三五三、字大ウツイ谷二三五五から二三五七まで、字小ウツイ谷二三五八から二三六〇まで、字宮鼻西平二三六二の一、二三六二の二、字風ヶ原二三六四、二三六四の一、二三六五から二三六八まで、字西ノワタ二三六九から二三七二まで、二三七四、二三七六、二三七七、字ダン二三七八から二三八〇まで、二三八一の一、二三八一の二、二三八二から二三八四まで、二三八七から二三八九まで、二三九一、二三九三から二三九五まで、字櫻段西平二三九七、二三九八の一から二三九八の四まで、二三九九、二四〇〇、二四〇二から二四〇五まで、二四〇七の一、二四〇九から二四一一まで、二四一三、二四一五、字宮ノ谷二四一七、二四一八、二四一八の一、二四一九から二四二六まで、二四二八の一、二四二九から二四三五まで、二四三七から二四四〇まで、二四四二から二四四四まで、字榎ヶ谷二四四五、二四四六の一、二四四六の二、二四四七の一から二四四七の三まで、二四四八から二四五五まで、字助右ェ門谷二四五八から二四六四まで、二四六六から二四六九まで、字登リ尾西平二四七五、二四七六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字別所字地合谷八三六の一、八三六の二、字杉ノ子八九六の一、八九六の三、字小芦谷九〇五の一、字大芦谷九二五の一（次の図に示す部分に限る。）、九二五の三、九二五の四（次の図に示す部分に限る。）、字寺谷九四七の一、字下ノ宮内ヶ原九四八の一、大字羽衣石字妙見谷一二二六の二、一二二六の三、一二二六の一から一二二六の六九まで、一二二六の七二、一二二六の七四、字二ノ宮谷一二三六の一から一二三六の四七まで、字西大和一二六一の一、一二六一の四から一二六一の五三まで、一二七〇、一二七一、字西新市一二七二から一二七四まで